

神奈川県スポーツリーダーバンク登録・紹介事務取扱要領

1 目的

神奈川県スポーツリーダーバンク設置要綱第3条の(1)に基づき、スポーツ指導者（以下「指導者」という）の登録・紹介に関して必要な事項を定める。

2 登録対象

神奈川県内で活動でき、当該種目の指導に関する次に掲げる何らかの資格・要件を備える者とする。

- (1) 日本スポーツ協会の公認指導者等の資格を有する者
- (2) 日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する者
- (3) 各都道府県及び各市町村が養成した指導者
- (4) スポーツ等に関係する公益法人公認の指導者等の資格を有する者、または、スポーツ等に関係する国家資格を有する者
- (5) 前記(1)から(4)に準じる指導者資格を有する者

3 登録内容

別紙「神奈川県スポーツリーダーバンク登録申請用紙」のとおり。

4 登録の手順

- (1) 登録申請者は、所定の「神奈川県スポーツリーダーバンク登録申請用紙」に必要事項を記入の上、指導資格を証明する書類を添えて、郵送又は e-kanagawa 電子申請システムで提出する。なお、電子メール、ファクシミリでの提出も可とする。
登録申請用紙等の登録に必要な書類は、神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という）のウェブサイトからダウンロードする。
- (2) 申請内容等が承認された後、神奈川県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という）へ登録する。
- (3) 登録手続き完了後、登録内容及び登録証を送付するとともに指導者情報をスポーツセンターウェブサイトに掲載する。

5 登録の取消し

次のいずれかに該当した場合は登録を取り消す。

- (1) リーダーバンク登録指導者であることを利用し、宗教活動、政治活動もしくは、営利性が高いと判断できる活動を行った場合、その他、リーダーバンクの社会的信用の失墜を招く行為があった場合
- (2) 虚偽の申請内容があった場合
- (3) 連絡先が不明となった場合
- (4) 本人から登録取消の申し出があった場合、または、所定の登録更新をしなかった場合
- (5) 前記(1)から(4)に準じ、スポーツセンター所長が登録に適さない者と認めた場合

6 紹介の手順

- (1) 指導者を依頼する者（以下「依頼者」という）は、指導者情報（スポーツセンターウェブサイトの閲覧または問合せ）により候補指導者を選び、候補指導者の連絡先等の提供をスポーツセンターに依頼する。
- (2) 依頼を受けたスポーツセンターは依頼者の氏名、連絡先（電話番号）、所属等の情報（「神奈川県スポーツリーダーバンク依頼受付書」参照）を収集し、折り返しスポーツセンターから候補指導者の連絡先等の情報を連絡する旨を伝え、一旦電話を切る（依頼者の氏名と連絡先（電話番号）が正しいことを確認するため）。
- (3) 依頼を受けたスポーツセンターは、改めて依頼者に連絡し、当該指導者の連絡先等を提供する。
- (4) 連絡先等の提供を受けた依頼者は、当該指導者に連絡し指導を依頼する。
- (5) 依頼者は依頼結果をスポーツセンターに報告する。

7 登録の更新

- (1) リーダーバンク登録指導者は3年が経過した時点で登録更新手続きを行う。
- (2) 更新の手続きについては、別途スポーツセンターから更新対象者に案内する。

8 その他

- (1) 経費及び傷害保険・安全管理等の事項については、当事者間で直接行うこととし、生じた損害等についてスポーツセンターは一切の責任を負わない。
- (2) 登録期間中において登録内容に変更がある場合や登録指導者としての活動が継続できなくなった場合は、速やかにスポーツセンターに報告する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。